

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年10月17日提出

秦野市長 高橋昌和



専 決 処 分 書

秦野自転車駐車場ペDESTリアンデッキ設置等工事（平成30年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

秦野自転車駐車場ペDESTリアンデッキの設置及び野外彫刻の移設

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

232,200,000円

(2) 変更後の契約金額

230,553,000円

(3) 変更する額

1,647,000円の減額（0.71パーセント減）

3 契約の相手方

横浜市中区本町五丁目49番地

古河産機システムズ株式会社横浜営業所

所長 末 永 生 一

令和元年9月19日

秦野市長 高 橋 昌 和



変更理由

階段部基礎の土工掘削の土留工法を親杭横矢板工法からライナープレート工法に変更したことにより掘削の影響範囲が縮小したことに伴い、歩道部の地先境界ブロック及び平板ブロック舗装の撤去及び復旧を要する範囲が減少したこと等により、原契約金額を減額する。